

静岡県公立大学法人組織規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 5 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日、
平成 29 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日、令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の組織について、静岡県公立大学法人定款並びに静岡県立大学学則（平成 19 年規則 33 号。以下「県大学則」という。）、静岡県立大学大学院学則（平成 19 年規則 34 号。以下「大学院学則」という。）及び静岡県立大学短期大学部学則（平成 19 年規則 49 号。以下「短大部学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、法人の事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(事務組織)

第 2 条 法人に、次の部からなる事務局を置く。

- (1) 経営戦略部
- (2) 総務部
- (3) 教育研究推進部
- (4) 学生部
- (5) 短大部事務部
- (6) 短大部学生部

2 前項第 1 号から第 4 号は、大学学則第 8 条の事務局とし、第 5 号及び第 6 号は、短大部学則第 5 条に規定する事務部及び学生部とする。

3 事務局の各部に、次の室等を置く。

部	室
経営戦略部	経営財務室 経営人事室 監査室
総 務 部	総務室 出納室 施設室
教育研究推進部	広報・企画室 地域・産学連携推進室 国際交流室
学 生 部	学生室 入試室 キャリア支援室
短大部事務部	総務室
短大部学生部	学生室

4 教育研究推進部に国際交流センター、学生部にキャリア支援センターを附置し、各センターの組織については、別に定める。

(職制)

第 3 条 事務局に、県大学則第 17 条に規定する事務局長のほか事務局次長、部長（県大学則第 18 条に規定する学生部長を含む。）、副部長、参事、技監、参与、室長、室長代理、分室長、副参事、室長補佐、主幹、主査、主任、副主任及び主事を置く。

2 理事長は、前項のほか必要な職を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受けて事務局の分担事務を統括し、事務局長を補佐する。

3 部長は、上司の命を受けて部の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、所掌事務を整理し、部長を補佐する。

5 参事は、所掌事務中特定の重要事項を処理する。

6 技監は、所掌事務中専門技術に関する重要事項を処理する。

7 参与は、室の所掌事務のうち、重要な事項に参加する。

8 室長は、上司の命を受けて室の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

9 室長代理は、室長を代理し、上司の命を受けて室の分担事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督する。

10 分室長は、上司の命を受けて室の分担事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

11 副参事は、所掌事務中特定事項を処理する。

12 室長補佐は、所掌事務を整理し、室長を補佐する。

13 各室の所属職員は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

(室の所掌事務)

第5条 第2条第3項に規定する室の所掌事務は、次のとおりとする。

部	室	所掌事務
経営戦略部	経営財務室	(1) 経営審議会の運営に関する事。 (2) 教育研究審議会の運営に関する事。 (3) 予算編成・管理、決算、統計・分析の総括に関する事。 (4) 地方独立行政法人法等に基づく国及び県への申請等に関する事。 (5) 中期計画及び年度計画の策定の総括に関する事。 (6) 教育研究組織の将来計画の総括に関する事。 (7) 業務実績評価の総括に関する事。 (8) 内部質保証の総括に関する事。 (9) その他前各号に準ずること。
	経営人事室	(1) 役員会の運営に関する事。 (2) 法務に関する事。 (3) 職員の採用計画及び採用試験に関する事。 (4) 職員の人事に関する事。 (5) 教員人事委員会の運営に関する事。 (6) 就業規則に関する事。 (7) 諸規程の総括に関する事。 (8) その他前各号に準ずること。
	監査室	(1) 監事監査に関する事。 (2) 内部監査に関する事。 (3) 会計監査人監査に関する事。 (4) 県監査委員会による財政的援助団体への監査に関する事。 (5) その他前各号に準ずること。
総務部	総務室	(1) 静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「大学」という）の職員の給与に関する事。 (2) 大学の職員の福利厚生に関する事。 (3) 大学の職員の健康管理に関する事。 (4) 大学の情報管理に関する事。 (5) 職員の労務管理の総括に関する事。

		(6) 静岡県立大学（以下「県大」という。）の労働安全衛生の衛生に関すること。 (7) 県大(小鹿キャンパスを除く。)の防災、防火対策等に関すること。 (8) 大学の庶務に関すること。 (9) その他前各号に準ずること。
	出納室	(1) 予算の執行の総括に関すること。 (2) 県大の入札及び随意契約の執行の総括に関すること。 (3) 県大の備品等の購入及び管理に関すること。 (4) 県大の授業料の収納に関すること。 (5) その他前各号に準ずること。
	施設室	(1) 県大の労働安全衛生の安全に関すること。 (2) 県大の施設及び設備の整備、管理並びに維持修繕に関すること。 (3) 県大の施設の使用許可に関すること。 (4) 県大の施設の防災、防火対策等に関すること。 (5) その他前各号に準ずること。
教育研究推進部	広報・企画室	(1) 広報・ホームページに関すること。 (2) 教育研究の企画・調整に関すること。 (3) 県大の学部及び大学院の教授会等に関すること。 (4) その他前各号に準ずること。
	地域・産学連携推進室	(1) 産学連携の推進に関すること。 (2) 外部資金の取扱いに関すること。 (3) 知的財産権の取扱いに関すること。 (4) 地域貢献の推進に関すること。 (5) 地（知）の拠点整備事業の推進に関すること。 (6) その他前各号に準ずること。
	国際交流室	(1) 大学の国際交流に関すること。 (2) 国際交流センターに関すること。 (3) 国際学生寮に関すること。 (4) その他前各号に準ずること。
学生部	学生室	(1) 大学の入学式及び卒業式の総括に関すること。 (2) 県大の教育課程及び授業計画等に関すること。 (3) 県大の研究生、社会人聴講生、科目等履修生等に関すること。 (4) 県大の学生の厚生補導、福利厚生に関すること。 (5) 県大の授業料の減免に関すること。 (6) 県大の奨学金に関すること。 (7) 県大の学生関係の証明書等の発行に関すること。 (8) 県大の外国人留学生の生活支援に関すること。 (9) 県大の後援会等の指導に関すること。 (10) 健康支援センターの事務に関すること。 (11) その他前各号に準ずること。

	入試室	(1) 県大の学生募集に関すること。 (2) 県大の入学者選抜に関すること。 (3) 県大の入学手続に関すること。 (4) その他前各号に準ずること。
	キャリア支援室	(1) 県大のキャリア支援、就職支援に関すること。 (2) キャリア支援センターに関すること。 (3) その他前各号に準ずること。
短大事務部	総務室	(1) 静岡県立大学短期大学部（以下「短大部」という。）の職員の給与に関すること。 (2) 短大部の職員の福利厚生に関すること。 (3) 短大部の職員の健康管理に関すること。 (4) 短大部の労働安全衛生に関すること。 (5) 短大部の予算の執行に関すること。 (6) 短大部の入札及び随意契約の執行に関すること。 (7) 短大部の備品等の購入及び管理に関すること。 (8) 短大部の施設及び設備の整備、管理並びに維持修繕に関すること。 (9) 小鹿キャンパスの防災及び防火対策等に関すること。 (10) 短大部の庶務に関すること。 (11) 短大部の職員の労務管理に関すること。 (12) 短大部の授業料の収納に関すること。 (13) 短大部の施設の使用許可に関すること。 (14) 短大部の諸規程に関すること。 (15) 短大部の教授会等に関すること。 (16) 短大部の中期計画及び年度計画の策定に関すること。 (17) 短大部の業務実績評価に関すること。 (18) 短大部の内部質保証に関すること。 (19) その他前各号に準ずること。
短大学生部	学生室	(1) 短大部の入学式及び卒業式に関すること。 (2) 短大部の教育課程及び授業計画等に関すること。 (3) 短大部の社会人聴講生、科目等履修生等に関すること。 (4) 短大部の学生の厚生補導、福利厚生に関すること。 (5) 短大部の授業料の減免に関すること。 (6) 短大部の奨学金に関すること。 (7) 短大部の学生関係の証明書等の発行に関すること。 (8) 短大部の後援会の指導に関すること。 (9) 短大部の学生募集に関すること。 (10) 短大部の入学者選抜に関すること。 (11) 短大部の入学手続に関すること。 (12) 短大部の学生の就職・進路相談、支援及び指導に関すること。 (13) 短大部の就職・進路情報の収集及び提供に関すること。 (14) キャリア支援センター分所(キャリア支援分室)に関すること。 (15) 健康支援センター分所の事務に関すること。 (16) その他前各号に準ずること。

(職員の分担事務)

第6条 職員の分担事務は、事務局長が定める。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 静岡県公立大学法人の規則、規程、細則、内規、要領、基準及び申合せにおいて、調整室とあるのは企画調整室と改正する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(静岡県立大学産学官連携推進組織に関する規程の一部改正)

第2条 第6条中「産学連携室」を「地域・産学連携推進室」に改める。

(静岡県立大学地域貢献推進本部規程の一部改正)

第3条 第6条中「産学連携室」を「地域・産学連携推進室」に改める。

(静岡県立大学外部資金受入審査機関に関する規程の一部改正)

第4条 第6条中「産学連携室」を「地域・産学連携推進室」に改める。

(静岡県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程の一部改正)

第5条 第10条第2項第6号中「産学連携室長」を「地域・産学連携推進室長」に改める。

(静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程)

第6条 第9条第5号中「産学連携室」を「地域・産学連携推進室」に改める。

第10条中「産学連携室」を「地域・産学連携推進室」に改める。

附 則

(施行日)

第1条 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(静岡県公立大学法人教育研究審議会規則の一部改正)

第2条 静岡県公立大学法人教育研究審議会規則の一部を次のように改正する。

第9条中「企画調整室」を「広報・企画室」に改める。

(静岡県立大学男女共同参画推進センター規則の一部改正)

第3条 静岡県立大学男女共同参画推進センター規則の一部を次のように改正する。

第8条中「企画調整室」を「広報・企画室」に改める。

(静岡県立大学グローバル地域センター規則の一部改正)

第4条 静岡県立大学グローバル地域センター規則の一部を次のように改正する。

第8条中「企画調整室」を「広報・企画室」に改める。

(静岡県立大学開学記念行事実行委員会規程の一部改正)

第5条 静岡県立大学開学記念行事実行委員会規程の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「企画調整室長」を「広報・企画室長」に、同第7号中「企画調整室」を「広報・企画室」に改める。

第7条中「企画調整室」を「広報・企画室」に改める。

(静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会規程の一部改正)

第6条 静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「生命科学総合学府（仮称）専門委員会」を「薬食生命科学総合

学府専門委員会」に改める。

第8条中「企画調整室」を「広報・企画室」に改める。

(静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会規程の一部改正)

第7条 静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会規程の一部を次のように改正する。

第8条中「企画調整室」を「広報・企画室」に改める。

(静岡県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程の一部改正)

第8条 静岡県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

第10条中「企画調整室長」を「広報・企画室長」に改める。

(静岡県立大学動物実験規程の一部改正)

第9条 静岡県立大学動物実験規程の一部を次のように改正する。

第9条中「企画調整室」を「広報・企画室」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。